

## ＜各課等における地球温暖化防止対策 10＞

これらの取組は「袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画」第7章 地球温暖化防止対策の取組の中から、比較的取り組みやすいもの、効果的と思われるものを抜粋したものです。実際に各課等で対策に取り組む場合は、それぞれの実情に合った取組可能なものを選択して実施してください。

- ①外出時、昼休み、残業時間及び休日出勤時等は、業務に支障のない範囲で、照明やOA機器の節電に努めてください。  
※昼休み時における消灯、パソコン画面の電源オフ（画面右下の画面電源ボタンを押す）をするだけでも効果があります。
- ②各課等における最終退庁者は、部屋の消灯をし、OA機器の電源が切っているかを確認してください。
- ③断続的に使用する会議室や、給湯室、トイレ、更衣室等では、必要に応じて使用する時だけ点灯し、使用後は消灯してください。
- ④夏場はノーネクタイ等の軽装（クールビズ）、冬場は厚着（ウォームビズ）の実施をしてください。  
※冷暖房の設定温度を適正にするためです。
- ⑤給湯は、季節や目的に合わせた適正な温度で利用してください。  
※給湯器の湯温を調節し、高すぎる温度にしないようにしましょう。
- ⑥駐停車時のアイドリング・ストップを可能な限り徹底してください。  
※信号待ちなどのアイドリング・ストップに適さない状況時を除きます。
- ⑦公用車走行時は法定速度を遵守し、急発進、急加速、空ぶかし等はしないでください。  
※いわゆるエコドライブです。車の速度を急激に変えないようにすると燃費の向上につながります。
- ⑧両面コピー、縮小コピーなどを積極的に活用してください。  
※紙の使用量減少も間接的に地球温暖化防止につながります。
- ⑨使用済み封筒を再利用してください。
- ⑩手洗い、洗濯時等における節水を行ってください。  
※節水も間接的に地球温暖化防止につながります。